

## 【補助第230号線（土支田通り～外環）に係る合同意見交換会】

◆日時：平成28年11月12日（土） 19:00～20:30

◆会場：北大泉地区区民館 2F レクルーム

◆議題：①各テーマ毎のご意見内容について  
②ご意見を反映した整備計画（案）について  
③その他（今後の予定等）

◆出席者：23名

◆開催状況



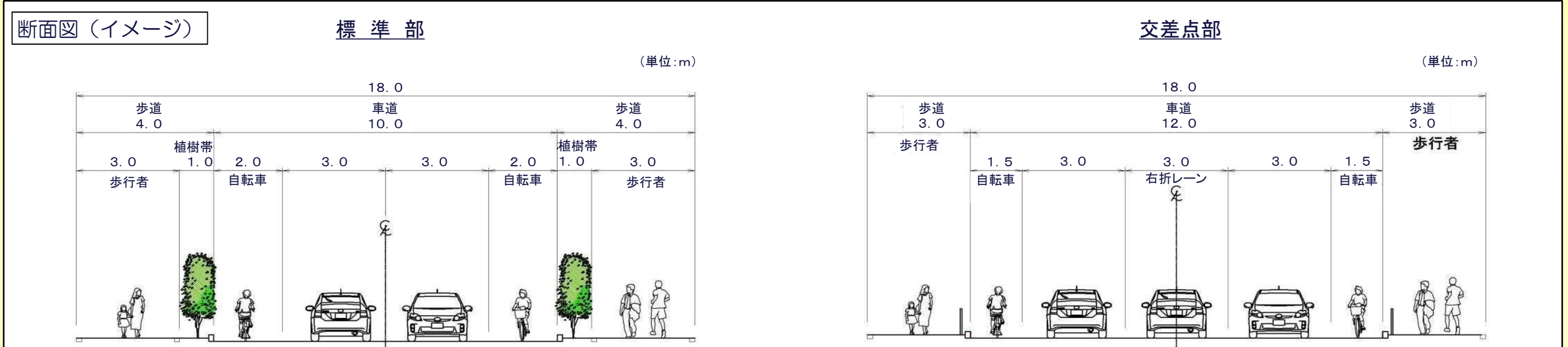
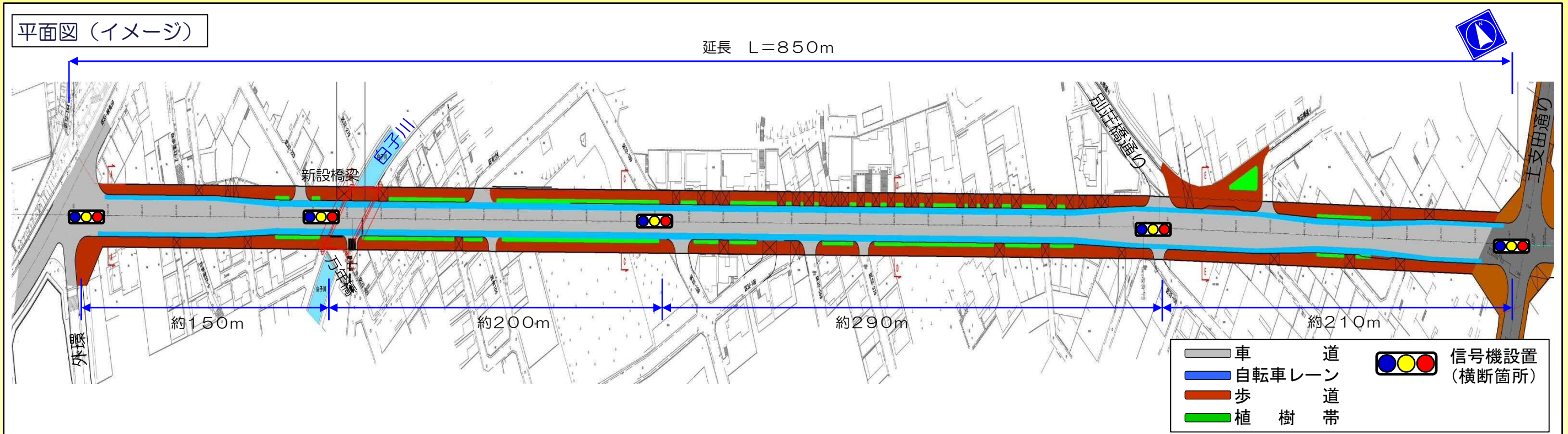
# 補助第230号線整備計画案〔意見交換会とりまとめ〕

補助第230号線の整備に関する基本的な設計をとりまとめました。

- ◆東京都では、補助第230号線（練馬区大泉町二丁目～大泉町三丁目）の整備を進めています。
- ◆この度、幅員構成等の道路の整備形態に関する基本的な設計がまとまりましたので、皆様にお知らせいたします。
- ◆この設計をもとに、歩道等の整備工事を進めていきます。

## 自転車の通行区分及び横断箇所について

- ◆自転車の走行空間として、自転車レーンを整備します
- ◆歩行者が車道を横断する箇所には信号機を設置します





## 街路樹

◆街路樹は、比較的落葉等が少なく、害虫がつきにくい樹種とします。

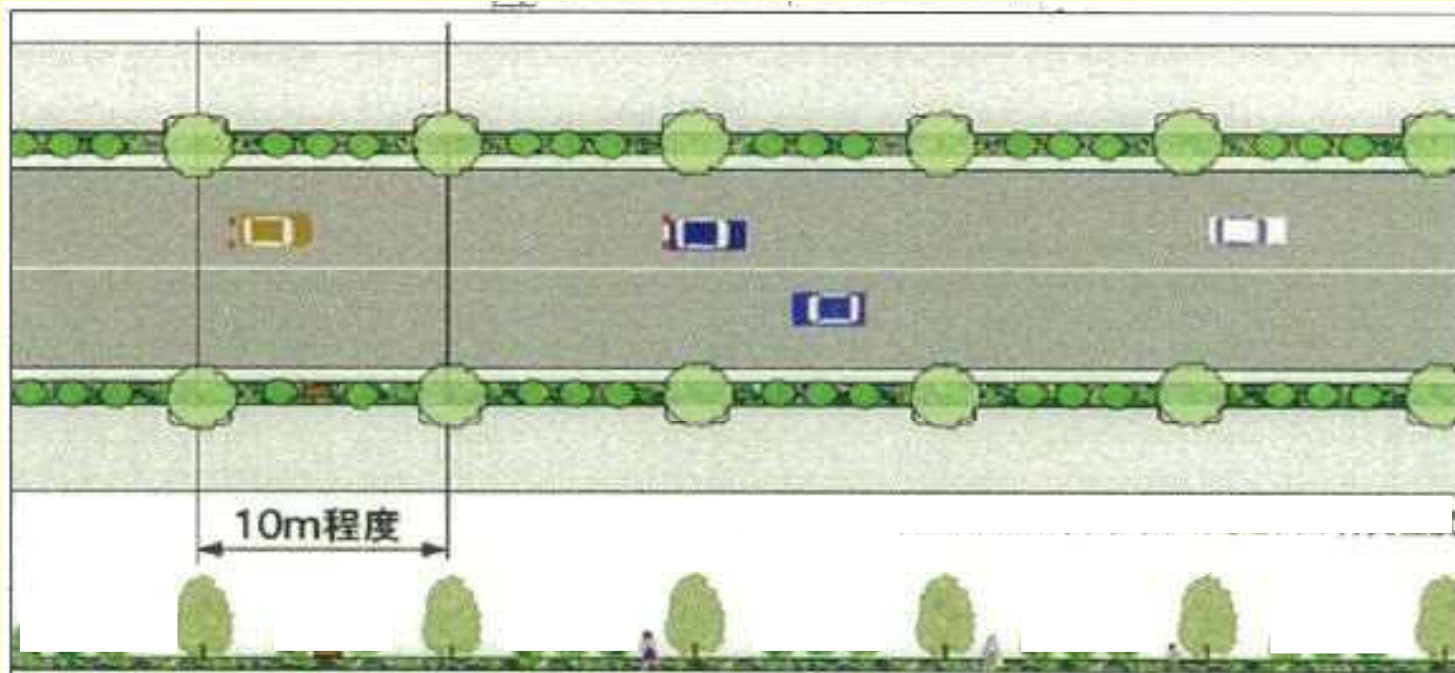
高木:ホルトノキ



低木:オオムラサキツツジ



◆高木は、沿道駐車場からの出入りに支障が生じないように配置します。

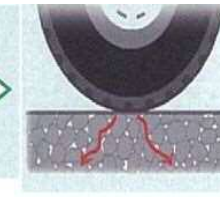


## 車道舗装・歩道舗装

【通常舗装】



【低騒音舗装】



吸収  
による  
減音効果

◆車道舗装  
タイヤが路面に接地する時に発生する騒音を低減するとともに、水たまりや水はねが抑制され、走行時の安全性が向上します。

◆歩道舗装  
平坦性を重視し、目地による凹凸なく、スムーズな歩行が可能なアスファルト舗装（透水性）とします。



## 照明・安全柵

◆街路灯は、消費電力が少なく耐用年数も長い、LED道路照明を設置します。  
◆横断抑止柵は、イチヨウ型の標準タイプを設置します。



## お問合せ先

東京都第四建設事務所 【所在地】東京都豊島区南大塚2-36-2  
・工事第一課 木密設計担当係 ☎03-5978-1806

## 補助第230号線意見交換会に関するご意見（議事要旨）

### 【第2回意見交換会】

#### ◆テーマ：歩道構成・自転車の通行区分について

##### 【ご意見1：自転車道について】

- 自転車道が設置できるのではないかと。

##### 【回答1】

- 交差点部は右折レーンの設置により車道幅員が広がるため、自転車道の幅員が確保できなくなります。

##### 【ご意見2：自転車レーンについて】

- 自転車レーンは危険を感じる（勾配、逆走、駐車車両）
- 自転車レーンは反対である。
- 自転車レーンに賛成である。
- 自転車レーンによる整備の有効性を強調しすぎではないかと。

##### 【回答2】

- 自転車は車道を走ることが原則となりますが、子供や高齢者などの自転車利用者は歩道の走行が認められています。
- 逆走については、自転車利用者のモラルやマナーによるところが大きいのが現状です。整備に際しては、注意看板を設置するなど工夫していきます。今後、利用者の意識を変えていくことが重要になると考えています。
- 自転車レーンでの駐車車両は、警察による取り締まりの対象となります。
- 本整備区間においては、自転車レーンが最適と考え提案させていただきました。
- 警察とは、町会の意見を伝え協議を行っています。

##### 【ご意見3：構造分離について】

- 自転車レーンより構造分離のほうが良い。
- 構造分離は望まない。

##### 【回答3】

- 構造分離案を採用した場合、歩道幅員が広くなり、車道の停車帯が取れなくなるといった問題があります。
- 警察とは、町会の意見を伝え協議を行っています。

**【ご意見 4 : 視覚分離について】**

- 視覚分離は、高松・土支田地区の完成区間で全く守られていない
- 高松・土支田地区の完成区間と同じ視覚分離にできないのか

**【回答 4】**

- 道路の整備にあたっては、歩行者と自転車を構造的に分離する考え方が主流となっています。

**【第 3 回意見交換会】**

◆テーマ：区道交差部・交差点概要について

**【ご意見 5 : 信号機の設置（外環交差部）】**

- 外環交差点に信号機はつかないのか？完成後は導線が交錯し、危険と思われる。

**【回答】**

- 土支田通り～大泉学園通りの全区間が開通した段階で信号機を設置する予定でしたが、先行する土支田通り～外環の区間が開通するタイミングで設置することとしました。

**【ご意見 6 : 信号機の設置（区有通路 104）】**

- 区有 104 との交差部に信号機はつかないのか。右折待ちの車両を追い越すために自転車レーンに侵入することが予想され危険と思われる。
- 歩行者も迂回が必要か。

**【回答 6】**

- 信号機は設置しない予定です。安全を確認して通行してもらうことを考えています。
- 歩行者については、通行止めとなる箇所には階段の設置を検討しています。

**【ご意見 7 : 信号機の設置（交差道路）】**

- （信号機設置を予定している箇所）交差道路は信号機または一時停止のどちらの規制になるのか。
- 道路ができることで交差道路の交通量が増えるので、一時停止による規制ではなく信号機を設置してほしい。

**【回答 7】**

- 土支田通り、別荘橋通り、外環との交差箇所では、交差道路も信号による処理になりますが、それ以外の交差道路は一時停止による規制となります。
- 警察の見解では、一般的に自動車交通量の少ない箇所に信号機を設置しても歩行者の信号無視が多くなり、かえって危険になるという考えです。また、交差道路が狭くすれ違いに十分な幅員がとれない場合、信号機は設置できないため、一時停止による規制となります。
- 交差道路は生活道路であり、補助第 230 号線の整備により、急激に交通量が増えることはないと考えます。
- これまでの道路整備においては、道路開通後の交通状況を確認してから、より有効な安全対策を実施しています。

**【第 4 回意見交換会】**

◆テーマ：舗装・道路付属物について

**【ご意見 8 : 施設（植樹）について】**

- 大きくなりすぎず、葉が落ちにくく、害虫がつかないものを希望する。
- 花は咲くときれいだが、維持管理が大変である。
- 植樹は、実や葉の落ちにくい、維持管理が容易なものを希望する。
- 落葉により清掃が大変になるので、木の本数は少ないほうがいい。間隔をあけてほしい。

**【回答 8】**

- 植樹に関しては、沿道の方々のご不便（落葉、害虫）とならない樹種を検討します。

**【ご意見 9 : 施設（舗装）について】**

- インターロッキング舗装は沈下しているのをよく見かける。平坦性を確保

してほしい。

- インターロッキング舗装は隙間から雑草が生えるので反対である。

【回答 9】

- 最近のインターロッキングは以前ほど段差が生じにくくなっていますが、平坦性を優先するならばアスファルト舗装が適していると考えます。

【ご意見 10：施設（舗装）について】

- 温度を下げるための舗装はできないのか。

【回答 10】

- 都では、遮熱性舗装の施工区域を限定しており、順次施工地域を拡大していく予定ですが、練馬区内ではまだ施工できない状況です。

【ご意見 11：施設（舗装）について】

- アスファルトのカラー舗装という選択肢はないのか。

【回答 11】

- カラー舗装は通常のアスファルト舗装の表面にさらに着色した舗装を重ねるため、アスファルト舗装に比べ工事費が高くなります。
- 自費工事等でカラー舗装に復旧した際、完全に同じ色にはならないこともあるため、景観上のメリットは小さいと考えます。

【その他】

【ご意見 12：完成時期について】

- 道路の完成時期はいつか。
- 土支田通りから別荘橋通りまで先行的に開通してほしい。

【回答 12】

- 用地取得を鋭意進め、平成 33 年度末の完成を予定しています。
- 全線開通までは時間がかかるため、先行して土支田通りから別荘橋通りまでの区間を暫定的に開通させる予定です。



【ご意見 13：公衆トイレについて】

- 公衆トイレを設置できないか

【回答 13】

- 歩道の幅員が限られているため、歩道内に公衆トイレ等の構造物を設置するスペースを確保できないことから、設置は困難です。
- 高松・土支田地区の完成区間では道路外の公園等に区が公衆トイレを設置した箇所もあるため、地元から要望があったことは区に伝えます。

【ご意見 14：工事の安全管理について】

- 工事中は安全優先で施工してもらいたい。

【回答 14】

- 工事は安全優先で行っていきます。
- 工事に関しご不明な点がございましたら、遠慮なくご連絡ください。

【ご意見 15：道路の清掃（管理）について】

- 町会で清掃等の維持管理を行う制度（補助）はないか。

【回答 15】

- 都では、「東京ふれあいロードプログラム」により地域の方々のボランティア活動への支援を実施しています。道路の清掃活動や緑化活動に対し、清掃用具や花の種苗の購入費用の一部を支援しています。この活動をご希望される団体は、道路完成後、四建までご相談ください。

【ご意見 16：説明会について】

- 意見交換会以外の説明の場は予定しているか。

【回答 16】

- 現在のところ、具体的な予定はありません。
- 道路の整備形態や工事の着手については、町会でお知らせの回覧や掲示、四建ホームページへの掲載を予定しています。



【ご意見 17：町会の意見について】

- 他の町会の意見を含め、議事録を配布してもらいたい。

【回答 17】

- 議事録は集約して配布するとともに、四建ホームページへの掲載を予定しています。

【ご意見 18：警察について】

- 道路の整備形態の最終決定は、四建と警察のどちらが行うのか
- 警察の担当者と直接話をしたい。
- 警察に町会の要望を伝えてもらいたい。

【回答 18】

- 地域の方々の意見を伺いながら、道路管理者（四建）と交通管理者（警察）とで、協議・調整を重ねて、道路の整備形態や横断歩道の位置について、決めています。
- 地域の方々からのご意見、ご要望は、事業者である四建がまずは伺い、道路管理者としての技術的判断や工夫を加えながら、交通管理者（警察）と協議・調整を進めています。
- その中で、警察に地域の方々からのご要望は伝えています。

【ご意見 19：意見交換会について】

- 工事までかなり時間があるが、今意見交換会をやることに意味があるのか。
- 決まったことを説明しているだけではないのか。それでは意見交換会ではない。
- 基本的な事項は四建で決めると言ってくれたほうがすっきりしたと思われる。

【回答 19】

- 歩道の構成などは工事が始まる前に決めなくてはならないため、用地買収がある程度進み、本格的な工事が始まる前のタイミングで意見交換会を開催しています。
- 決定前の一つの案として、四建として最適と考えている案を提示させてもらいました。提示案を見直してほしいという意見は、警察にも伝え協議を行っています。

補助第230号線  
(土支田通り～外環)

# 合同意見交換会

平成28年11月12日



東京都第四建設事務所

## 本日の説明内容

◆挨拶・職員紹介

◆説明

1. 路線概要

2. 意見交換会の実施状況

3. 各テーマごとの最終的な採用案

4. 今後のスケジュール

◆質疑応答

◆閉会

# 1. 路線概要

## 路線概要



### 【1期区間】

事業認可：平成21年7月21日  
～平成34年3月31日

延 長：850m  
幅 員：18m

## 2. 意見交換会の実施状況

### 意見交換会の実施状況について

	第1回	第2回	第3回	第4回
大泉一丁目町会	3/5	6/4	8/8	9/29
大泉二丁目町会	2/7	5/8	7/3	8/28
大泉三丁目町会	2/6	5/7	7/2	9/3
橋戸町会	5/11	7/14	-	-

意見交換会の様子





## 【第1回】

(道路計画説明)

## 【第2回】

テーマ：歩道構成、自転車通行区分

## 【第3回】

テーマ：交差点、区道交差点

## 【第4回】

テーマ：舗装、道路付属物

## 3. 各テーマごとの説明

### 【第2回】

テーマ：歩道構成、自転車通行区分

# テーマ2：歩道構成、自転車通行区分

配布資料より抜粋

自転車空間の整備手法

種別	モデル図	概要	特徴	整備事例
自転車道		<p>【構造】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者や自動車と自転車の通行部分を緑帯又は工作物で連続して分離</li> <li>自転車通行部分の幅員は2m以上</li> </ul> <p>【通行方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相互通行</li> </ul> <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路構造令第2条第2号</li> <li>道路交通法第2条第1項第3号の3</li> </ul>	<p>【長所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者、自転車、自動車が構造物により完全に分離され安全性が高い</li> <li>平坦性が高く自転車の走行性が良い</li> </ul> <p>【短所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車道での荷卸し等が困難になる</li> <li>今までの路面清掃車では自転車道を清掃できない</li> </ul>	<p>国道14号線(江東区電戸)</p>
(普通自転車専用通行帯)		<p>【構造】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車道の左側に普通自転車専用通行帯の交通規制を実施し、道路標識等により自転車走行空間を明確化</li> <li>自転車通行部分の幅員は1.5m以上</li> </ul> <p>【通行方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左側一方通行</li> </ul> <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通法第20条第2項</li> </ul>	<p>【長所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者と自転車、自動車が概ね分離できる</li> <li>平坦性が高く自転車の走行性が良い</li> <li>整備コストが相対的に低い</li> </ul> <p>【短所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>路上停車車両がある場合、自転車走行の障害となる</li> <li>自動車の平均旅行速度が速い道路では自転車と自動車の接触の危険性が高まる</li> </ul>	<p>平和通り(墨田区西新小岩)</p>
(構造的分離)		<p>【構造】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者と自転車の通行部分を植樹帯などにより分離</li> <li>自転車通行部分の幅員は2m以上</li> </ul> <p>【通行方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相互通行</li> </ul> <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路構造令第2条第3号</li> </ul>	<p>【長所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者、自転車、自動車が構造物により完全に分離され安全性が高い</li> </ul> <p>【短所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者と歩行者の動線が交差点やバス停等で重なるため、その処理が課題となる</li> </ul>	<p>国道17号線(豊島区巣鴨)</p> <p>東八道路(三旗市野崎)</p>
(視覚的分離)		<p>【構造】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者と自転車の通行部分をカラー舗装により視覚的に分離</li> <li>自転車通行部分の幅員は2m以上</li> <li>構造的分離が可能な歩道幅員まで確保できない場合に適用</li> </ul> <p>【通行方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相互通行</li> </ul> <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路構造令第2条第3号</li> </ul>	<p>【長所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者及び自転車が、構造物により自動車と分離され安全性が高い</li> </ul> <p>【短所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者と自転車は構造物による区切りがないため経験しやすい</li> <li>自転車と歩行者の動線が交差点やバス停等で重なるため、その処理が課題となる</li> </ul>	<p>補助230号線(練馬区土支田)</p> <p>補助172号線(豊島区西池袋)</p>

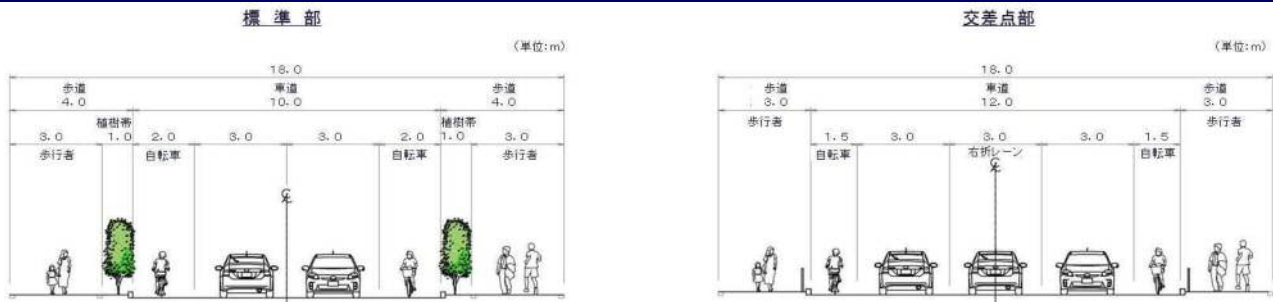
## テーマ2：歩道構成、自転車通行区分 【意見】

### 【意見交換会における代表的な意見】

- ◆自転車レーンは逆走などの危険がないか
- ◆視覚分離は完成区間で守られていない
- ◆完成区間と同じ、視覚分離に統一してほしい

## テーマ2：歩道構成、自転車通行区分【最終案】

自転車走行空間：自転車レーン



- ・「自転車は車道走行が原則」との考え方
- ・自転車と歩行者を分離し、安全性の高い自転車走行空間を整備
- ・構造分離案は停車帯が確保できず、荷捌き処理に課題
- ・安全対策や自転車利用ルールの周知について、引き続き検討を進める

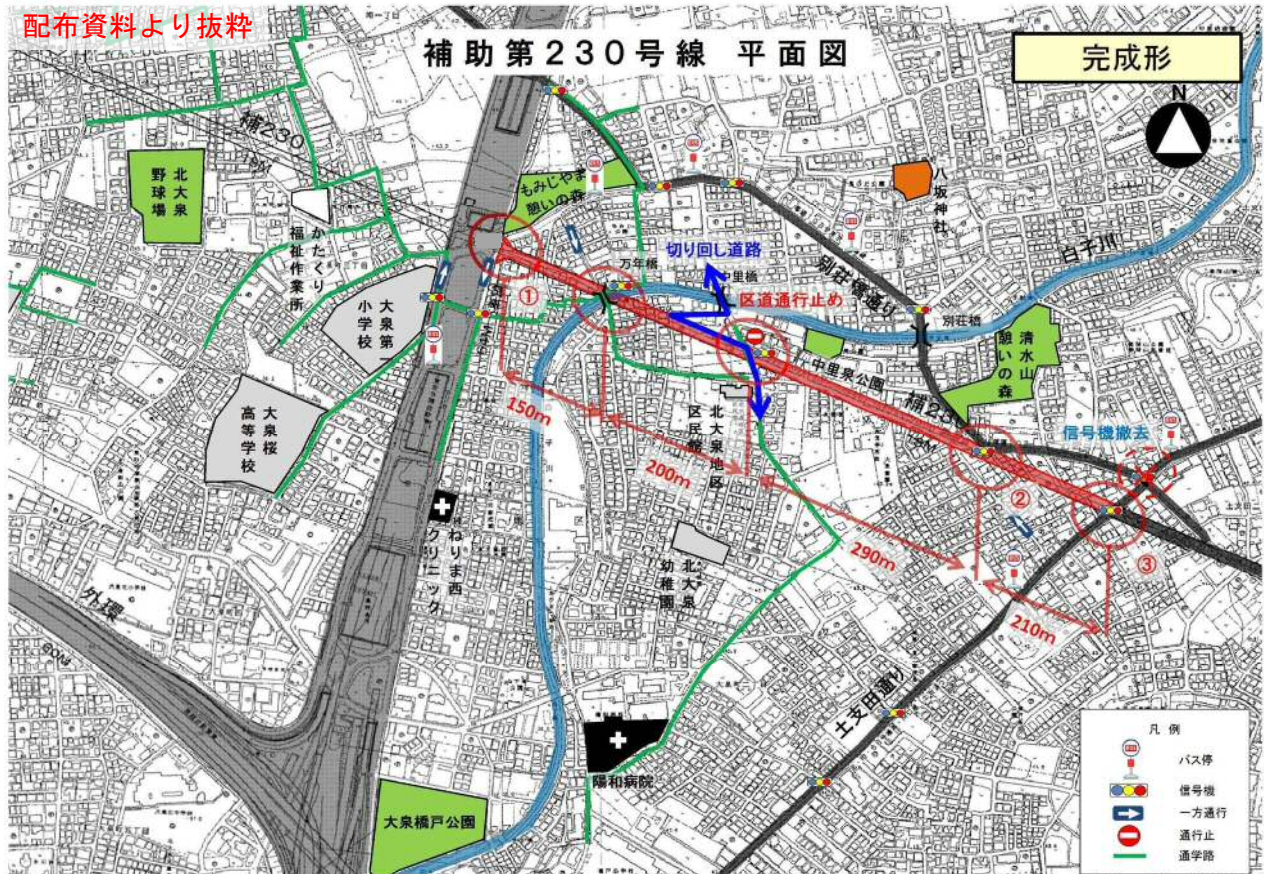
### 3. 各テーマごとの説明

【第3回】

テーマ：交差点、区道交差点



## テーマ3：交差点、区道交差点



## テーマ3：交差点、区道交差点 【意見】

### 【意見交換会における代表的な意見】

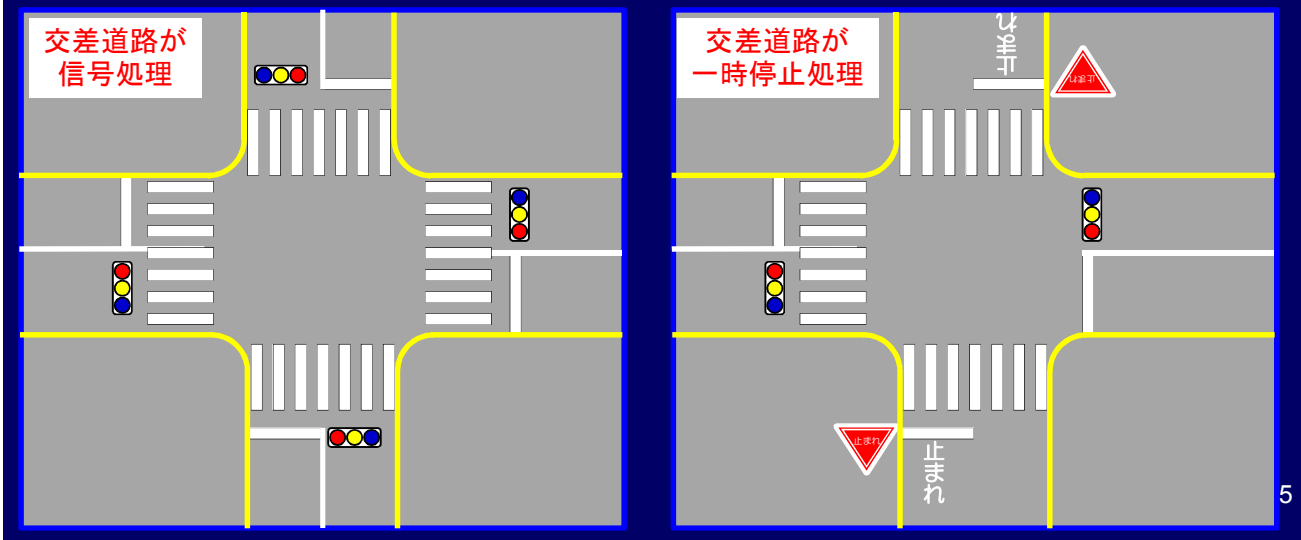
- ◆外環交差点に信号機はつかないのか
- ◆信号機が設置される箇所の交差道路（区道）は、信号機または一時停止のどちらの規制になるのか。
- ◆区有通路104との交差点に信号は設置されないのか



## テーマ3：交差点、区道交差部 【意見】

### 【意見交換会における代表的な意見】

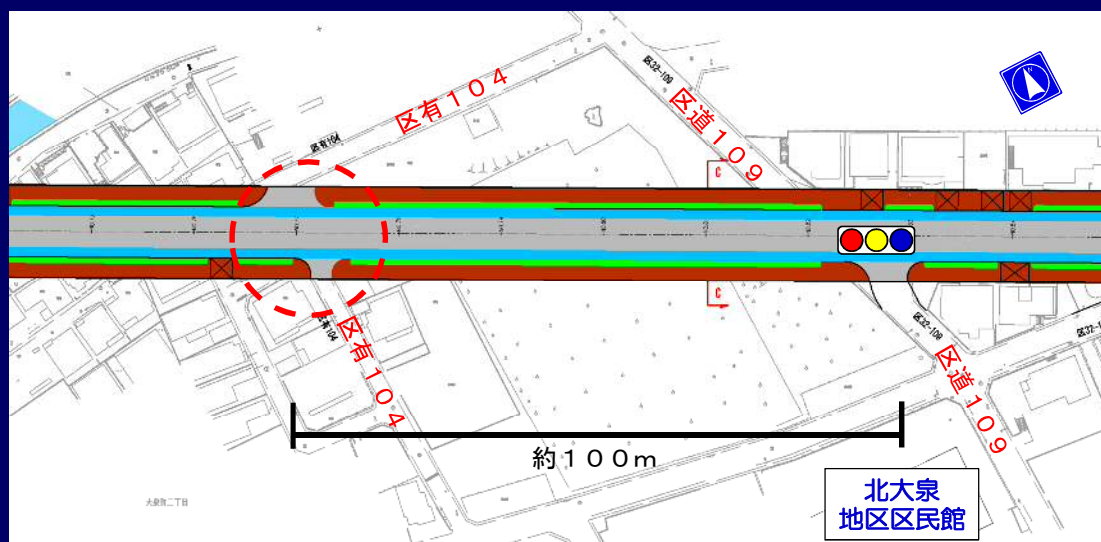
- ◆信号機が設置される箇所の交差道路（区道）は、信号機または一時停止のどちらの規制になるのか。



## テーマ3：交差点、区道交差部 【意見】

### 【意見交換会における代表的な意見】

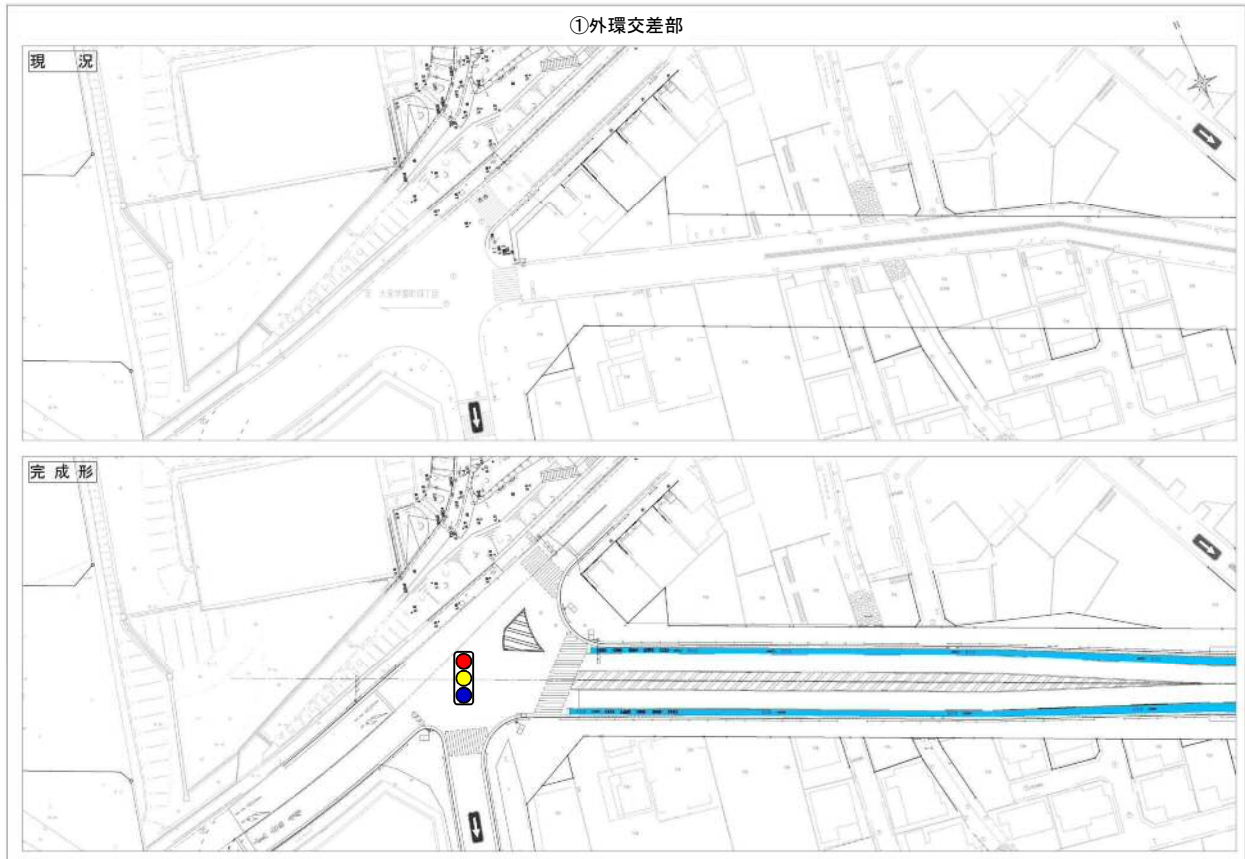
- ◆区有通路104との交差部に信号は設置されないのか



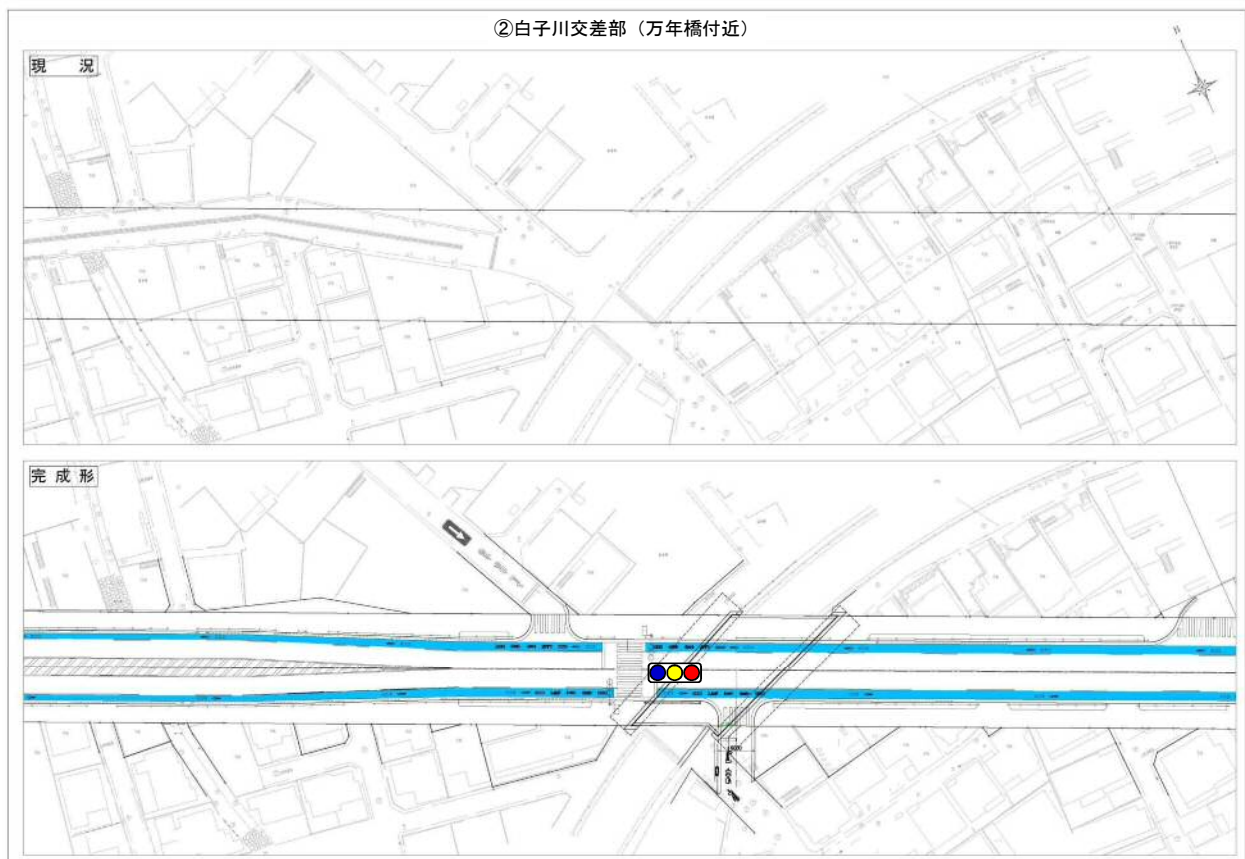




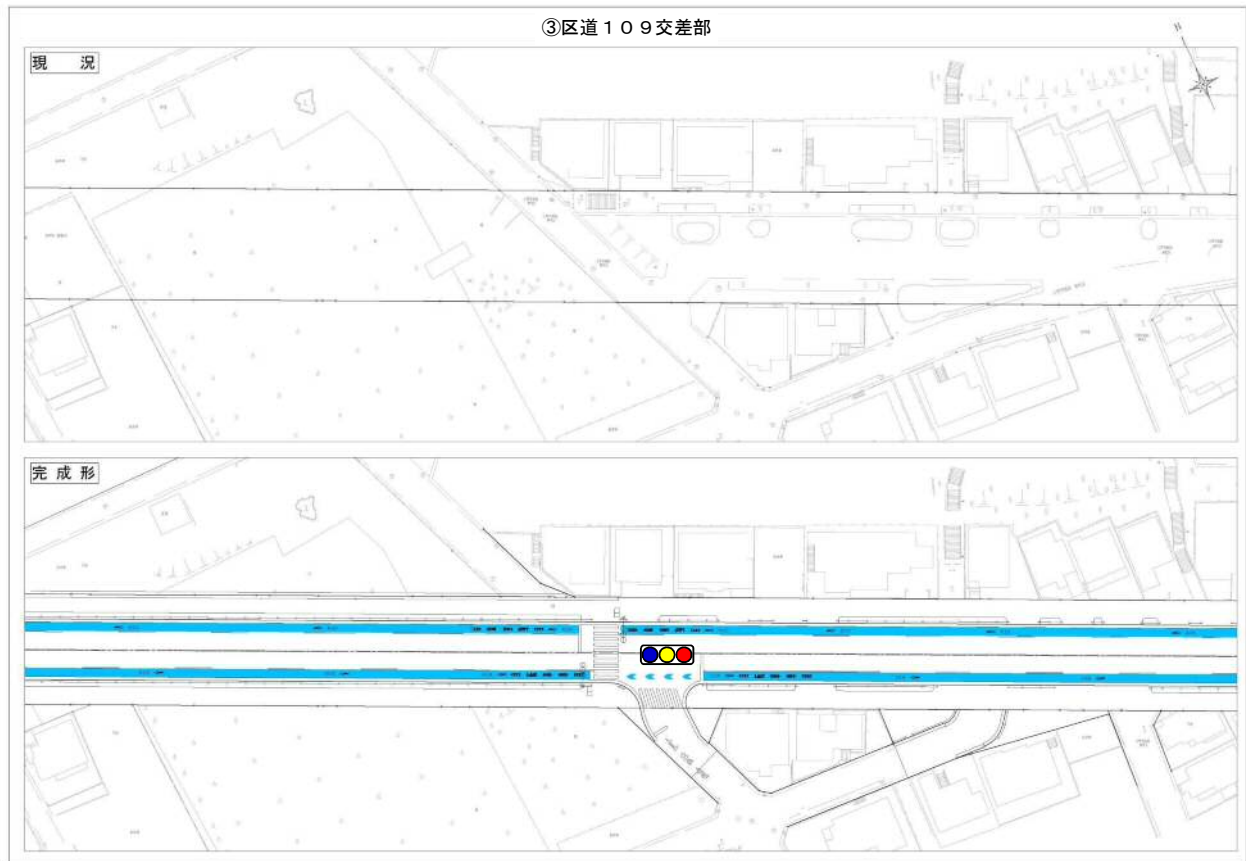
# テーマ3：交差点、区道交差部 【最終案】



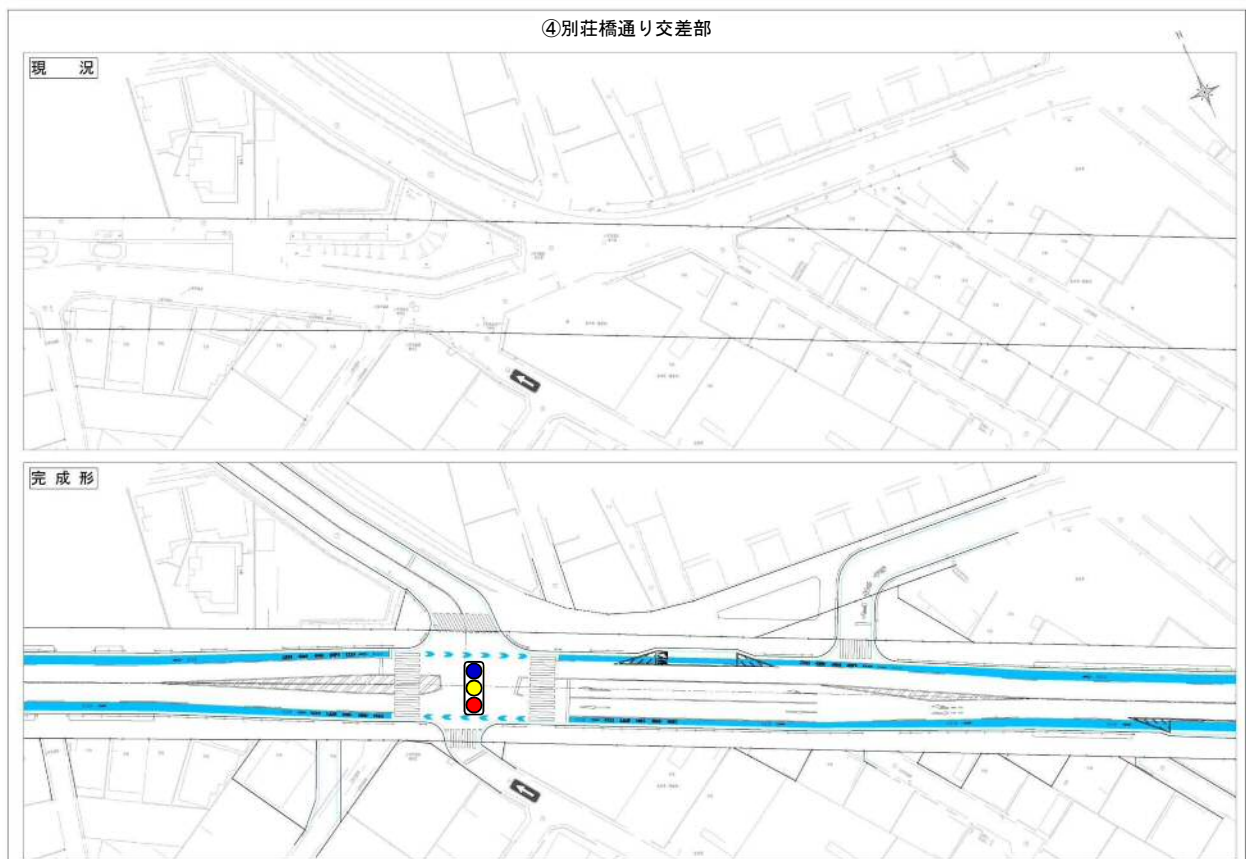
# テーマ3：交差点、区道交差部 【最終案】



# テーマ3：交差点、区道交差部 【最終案】



# テーマ3：交差点、区道交差部 【最終案】







### 3. 各テーマごとの説明

【第4回】

テーマ：舗装、道路付属物

# テーマ4：舗装、道路付属物

配布資料より抜粋

舗装、道路付属物について

## 歩行者の通行帯の舗装について

	①アスファルト系舗装	②ブロック系舗装
材質	<ul style="list-style-type: none"> <li>最も一般的な舗装として広く用いられている。</li> <li>性質による凹凸がなく、スムーズな歩行、歩行が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>舗装用ブロックを用いた舗装は凹凸がなく、歩行しやすい。</li> <li>美観性に優れるが、日照がある場合は歩行が若干乾く。</li> </ul>
色彩	<p>①赤</p> 	<p>②黄</p>  <p>③緑</p>  <p>④グレー</p>  <p>⑤黒</p> 
ブロックの大きさ	<p>①標準</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>1つのブロックの大きさが、縦10cm横20cm。</li> <li>自然による凹凸が僅かにあり、歩行者利用や高齢者が若干歩きにくい。</li> </ul>	<p>②大きめ</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>1つのブロックの大きさが縦横ともに20cm。</li> <li>路面に溝のあるタイプの舗装を地味による凹凸が軽減され、歩行者利用や高齢者によっても歩きやすい。</li> </ul>

## 街路灯

OLED照明について  
近年、LED照明技術の向上や灯具のコスト低減に伴い、照明コストや使用電力の低減などを目的として、LED照明がさまざまな用途に利用拡大している。



<歩道用照明>



<歩車道一体型照明>

※写真は従来型

## 安全施設



## 植栽イメージ



# テーマ4：舗装、道路付属物 【意見】

## 【意見交換会における代表的な意見】

- ◆舗装は平坦性を確保してほしい。
- ◆道路の温度を下げる舗装（遮熱性舗装）は採用できないか
- ◆植樹は、実や葉の落ちにくい、虫が発生しにくいものを希望する
- ◆落葉清掃が大変になるので、木の本数は少ないほうがいい。

## テーマ4：舗装、道路付属物 【最終案】

### 舗装（歩道）



### 舗装（車道）

【通常舗装】



【低騒音舗装】



吸収  
による  
減音効果

#### ◆歩道舗装

平坦性を重視し、目地による凹凸なく、スムーズな歩行が可能なアスファルト舗装(透水性)を採用

#### ◆車道舗装

タイヤが路面に接地する時に発生する騒音を低減するとともに、水たまりや水はねが抑制される、低騒音舗装を採用

## テーマ4：舗装、道路付属物 【最終案】

### 街路灯



### 安全柵



- ・街路灯、安全柵は、高松・土支田地区との連続性を確保
- ・街路灯にはLED灯を採用し、環境に配慮

## テーマ4：舗装、道路付属物 【最終案】

### 街路樹

植樹間隔



- ・比較的落葉等が少なく、害虫に強い樹種を選定
- ・高木は、沿道駐車場からの出入りを想定して配置

高木：ホルトノキ



低木：オオムラサキツツジ



### その他の意見

#### 【意見交換会におけるその他の意見】

- ◆完成時期はいつか。暫定開通はあるのか。
- ◆今、意見交換会をやる意味はなにか。決まったことを説明しているだけではないか。
- ◆トイレは設置できないか。
- ◆工事は安全優先で施工してもらいたい。
- ◆町会で清掃等の維持管理を行う制度（補助）はないか



# その他の意見

## 東京ふれあいロード・プログラムの概要

地域の住民の皆さまや学校、PTA、企業などと東京都が協力し、歩道の清掃や植栽帯の雑草取りなどの美化活動や、植樹帯への花苗植付などの緑化活動を行うことによって、道路利用のモラル向上と潤いのある道路空間の創出を目指していく制度です。

平成26年度4月現在、130団体にご参加、協力いただいています。



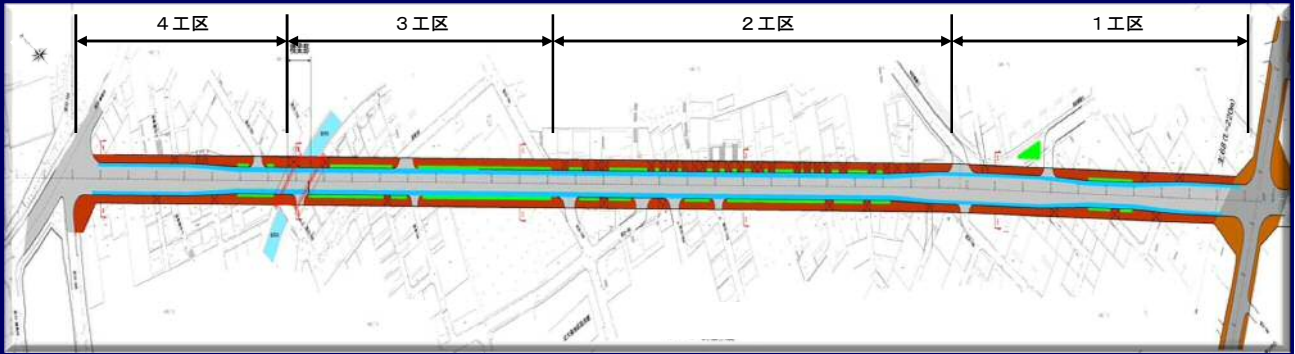
清掃活動



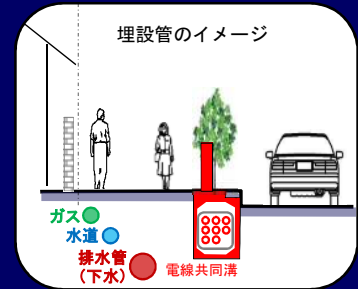
緑化活動

## 4. 今後のスケジュール

# 今後のスケジュール



- ◆～平成27年度
  - ・排水管設置工事【1工区、3工区】
- ◆平成28年度
  - ・電線共同溝及び排水管設置工事【1工区】
  - ・企業者移設工事（ガス、水道）【2工区】
- ◆平成29年度
  - ・2工区等で電線共同溝設置工事を予定



平成33年度末完成予定

ご清聴ありがとうございました

開催日：平成28年11月12日

会場：北大泉地区区民館

## 補助第230号線合同意見交換会での主な質問と回答

質問1：上り坂では自転車を降りて押すこともあるが、自転車レーンの場合、車道に立つことになり危険ではないか。

回答1：安全に利用できるよう、今後も警視庁等と、協議・調整を続けていきたいと考えています。

質問2：警察の人から説明を聞きたい。

回答2：地域の皆さまの意見は警視庁に伝えていきます。そのうえで、警視庁からの見解を皆様にお伝えしています。

質問3：完成区間と自転車の走行場所が変わるのはおかしいのではないか。

回答3：完成区間と構造が異なることでご不便をおかけするところもありますが、今回の整備区間は、自転車と歩行者を分離する構造を取り入れていきたいと考えています。

質問4：土支田通りから別荘橋通りの区間は、早めに開通してほしい。

回答4：土支田通りから別荘橋通りの区間は、先行して暫定開通させることを考えています。

質問5：自転車を押して歩く場合も、自転車レーンを通る必要があるのか。

回答5：自転車を押して歩く場合は歩行者となるので、歩道通行となります。

質問6：図面にある歩道内の「バツ印」の箇所は、車が通れないのか。

回答6：「バツ印」は切下げ構造を示しており、車の通行は可能です。

質問7：完成区間に隣接する公園に区が設置したトイレの入口が道路から遠いので、今回の区間でトイレを作ることがあれば、道路側から入れる入口を作ってほしい。

回答7：トイレの設置等について要望があったことを練馬区に伝えます。

質問8：通行止めとなる区道109は、歩行者も通行できないのか

回答8：通行止めとなる箇所に階段の設置を検討しています。